

説明文書

国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案

「事業体の独立監査人により
実施される期中財務情報の
レビュー」

2026 年 5 月

コメント期限： 2026 年 9 月 3 日

IAASB 及び IESBA のコンテンツの翻訳又は複製に関する申請は、知的財産及びサービス契約に基づき、国際会計士連盟（IFAC）が管理している。本書又はその他の出版物の複製若しくは翻訳の許可、又は知的財産に関する情報については、許可申請ページにアクセスするか、Permissions@ifac.org まで連絡されたい。

IAASB について

本書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）により作成され、承認されたものである。本書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の規範性のある公表物ではなく、国際監査基準（ISA）を始めとした IAASB が定める国際基準を修正、拡大又はそれらに優先するものではない。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連サービスの基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証業務の専門職に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会及び、基準及びガイダンスの策定に対して公益の観点からの意見を提供する IAASB ステークホルダー諮問委員会が関与する共通の基準設定プロセスに基づき、監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

コメントの要請

本説明文書 (EM) は、国際監査・保証基準審議会® (IAASB®) が作成し、承認した国際レビュー業務基準 (ISRE) 2410 (改訂)「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」の公開草案 (ED-2410) に付随するものであり、これと併せて読むべきものである。本文書と ED-2410 は、IAASB ウェブサイト (www.iaasb.org) からダウンロードできる。

承認された文章は英語で公開されています。ED に示された案は、最終表明として公表する前に、寄せられたコメントに基づき修正を行う場合がある。

コメント期限は 2026 年 9 月 3 日である。

回答フォームの使用

ED-2410 で取り上げた全ての事項について回答を歓迎する。また、全ての回答者に対し、IAASB ウェブサイト (www.iaasb.org) からダウンロードできる回答フォームを使った電子的な回答提出をお願いしたい。回答フォームを使用することにより、全てのステークホルダーから寄せられる回答の構成の一貫性が確保され、これにより回答の適時かつ効果的な分析に大いに寄与する。

回答フォームには、本 EM の**セクション II** に示した質問が全て含まれている。回答者は、全ての質問に回答することも、特定の意見がある質問のみに回答することも可能である。

回答は全て公式記録として扱われ、最終的に IAASB のウェブサイト上に掲載される予定である。

提出の際は、フォームの質問に直接回答し、その回答の根拠も明示いただければ、当方でのレビューと分析にさらなる助けとなる。

- ED の提案に同意しない場合には、同意しない具体的な理由に加えて、要求事項又は適用指針に必要なだと考える修正案（具体的な文言を含む。）を記入いただきたい。
- 提案に同意する場合には、その見解を明示することは IAASB にとって有用である。明示されない場合、IAASB の提案に対する支持であると必ずしも推測されないためである。

全体を通して、回答が関係する ED 内のセクション、見出し又は項番号を具体的に明示いただきたい。

回答に表やテキストボックスを挿入しないこと。

記入済みの回答フォームを提出する際、主な問題点の概要を記載したカバーレターを添付する必要はない。回答フォームには、公開記録として残すことを希望するその他の見解を記入することもできる（任意）。

回答済みの回答フォームは、[ISRE 2410 \(改訂\) 案ウェブページ](#)の「Submit Comment (コメントを提出)」リンクからアップロードすることができる。

説明文書

目次

	ページ
はじめに.....	6
セクション I - 重要な事項.....	9
A. ISRE 2410（改訂）案の公共の利益.....	9
B. 期中レビュー業務における基本概念の明確さ.....	9
C. 関連する職業倫理に関する規定の遵守.....	12
D. 業務レベルの品質管理.....	14
E. 期中レビュー契約の新規の締結及び更新.....	14
F. 業務の立案及び実施.....	14
G. 期中財務情報に対する結論の形成.....	20
H. 監査人の期中レビュー報告書.....	21
I. その他の事項.....	26
セクション II - 回答者への質問.....	27
付録 - 対応案と ED-2410 関連項の対応表.....	33

はじめに

1. 本文書は、2026 年 3 月に IAASB が全会一致で公開を承認した国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」の公開草案（ED-2410）について、その背景及び解説を提供するものである。

背景

2. 企業は、年次報告サイクルの中で、財政状態及び経営成績についての最新情報を定期的かつ適時に提供するために、期中財務情報の公表を義務付けられている、又は自主的に選択する場合がある。年度の財務諸表の監査人が行う期中財務情報のレビュー業務（「期中レビュー業務」）は、報告された情報に対する想定利用者の信頼を高め、想定利用者による資本配分の判断を支援することで、市場の安定に寄与ことを意図している。
3. このような期中レビュー業務に適用される ISRE 2410 は、2005 年の公表以降改訂されておらず、その間に財務報告を取り巻く環境は変化し続けてきた。この間、IAASB のクラリティプロジェクト¹が完了し、「保証業務の国際的なフレームワーク」が改訂され、ISRE 2400（改訂）²が公表された（下記第 8 項から第 10 項も参照）ほか、期中財務情報及び期中レビュー業務にも関連し得る公共の利益に関する問題に対応するため、複数の国際監査基準（ISA）が改訂されている。加えて、より明確な基準の一貫した起草を支援することを目的として、新しい起草ガイドライン及び原則³が公表されている。
4. ISRE 2410 が最新の状態である又は基準全体が包括的に改訂されたという印象を与えることがないように、ISRE 2410 は、IAASB の最近のプロジェクトにおいて適合修正の対象にされてこなかった。しかしながら、その間に、一部の国・地域は、これらの事項が期中レビュー業務に及ぼし得る影響を自国の業務実施者が評価できるように支援するため、ISRE 2410 に相当する自国の期中レビュー基準を改訂したり、適用ガイダンスを公表するなどしている。その結果、期中レビュー業務において実施する作業や期中レビュー報告書の発行に関し、国際的な実務に不整合が生じている。

ISRE 2410 改訂プロジェクト

5. 「[IAASB の 2024 年から 2027 年の戦略及び作業計画](#)」には、ISRE 2410 改訂プロジェクトが含まれ、IAASB は 2025 年 6 月にこの改訂に関する[プロジェクト・プロポーザル](#)を承認した。本プロジェクトの目的は、期中レビュー業務の一貫した実施と報告のために国際的な基準を定めることである。より具体的には、ISRE 2410 の近代化と改訂は、以下を目的としている。

- (a) 期中レビュー業務の目的に応じた適切な範囲に留めつつ、期中レビュー業務で取り扱う事項に関するステークホルダーの期待に応える。

¹ 現行の ISRE 2410 は、「クラリティ版以前の様式」で表示されている。クラリティ版以前の国際基準には基本原則と必須手続が含まれ（太字表示及び「should（べきである）」という文言で識別され、しばしば「ブラックレター要求事項」と呼ばれる）、これに加えて、付録を含む、説明資料等の形式で関連ガイダンスが含まれている（しばしば「グレー・レター資料」と呼ばれる）。[IAASB ハンドブック](#)の「国際品質マネジメント、監査、レビュー、その他の保証及び関連サービス基準の序文」の第 15 項を併せて参照。

² ISRE 2400（改訂）「過去財務諸表のレビュー業務」

³ IAASB の CUSP（Complexity（複雑性）、Understandability（理解可能性）、Scalability（適用の柔軟性）、Proportionality（比例性））起草原則及びガイドラインを参照。

- (b) 独立監査人が期中財務情報のレビュー業務に際して手続を立案・実施し、報告するに当たり、一貫性のある実務を推進する。
6. 承認されたプロジェクト・プロポーザルでは、識別された課題や、プロジェクト・プロポーザルの基礎となった情報収集、対象を絞ったアウトリーチ活動等の説明を含む、プロジェクトの範囲に関する詳細な背景情報が説明されている。

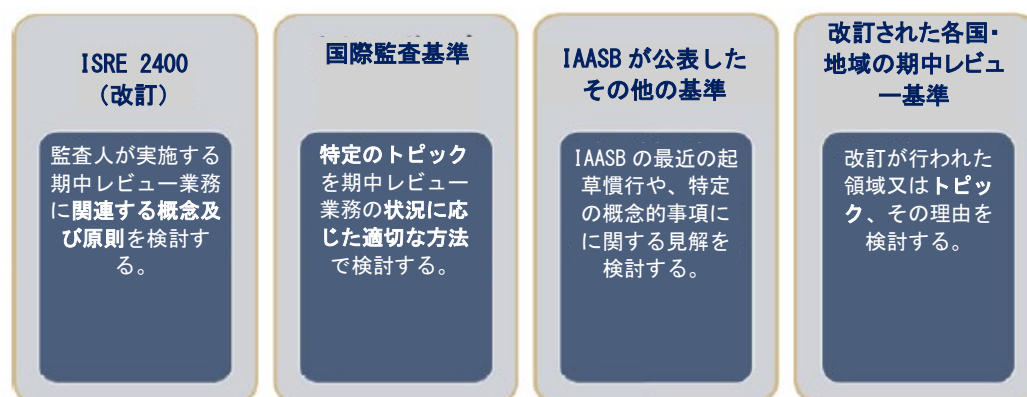
ED-2410 で取り上げるべき優先課題

7. プロジェクト・プロポーザルにおいて優先課題として識別されていた事項には、以下が含まれる。
- (a) 期中レビュー業務に関する原則と概念を明確化すること。
 - (b) 期中財務情報のレビューにおける監査人の責任に関する期中財務情報の想定利用者の期待に応えるため、ISRE 2410 を近代化すること。
 - (c) 期中財務情報の想定利用者にとっての情報の明瞭性を高めるため、期中レビュー業務の性質及び範囲に関するものを含め、報告及びコミュニケーションに関する要求事項を明確化すること。
 - (d) 原則主義の基準として適切な範囲において、既存の要求事項の解釈又は適用の相違から生じる一定の実務上の課題に対処すること。

ED-2410 の開発アプローチ

8. IAASB の ED-2410 開発アプローチは、以下を要件としている。
- (a) 「クラリティ版」起草規則の採用と、これを強化する IAASB の CUSP 起草原則及びガイドラインに基づき、骨格となる基準を定める。
 - (b) ISRE 2410 の公表以降、他の IAASB 基準により強化又は改訂された関連する用語、概念又は原則を特定し、これらの強化又は改訂に係る公共の利益上の根拠が期中レビュー業務に関連するかを検討する。
 - (c) プロジェクトの包括的目的の達成を可能にするという観点から、社会的関心が高い主要な事項に対応した包括的基準を支えるため、必要に応じて追加資料を起草する。

下図に ED-2410 の開発に用いた主な情報源を示す。



9. 先述の優先課題に対処するに当たり、IAASB は、企業の年次報告サイクルの観点から、ED-2410 に従って実施される業務には、特有の性質及び目的があることを認識した。具体的には、期中レビュー業務の包括的目的は、1 年未満の期間を対象とし、完全な一組の財務諸表として表示されない場合がある過去財務情報（すなわち、期中財務情報）に対する想定利用者の信頼を高めることにある。
10. したがって、IAASB は、ED-2410 における要求事項及び適用指針の網羅性、並びにそれらが期中レビュー業務の状況に対して相応のものであるかについて、以下の二つの観点から検討を行った。
 - (a) 「レビュー業務」の観点。この観点では、レビューの対象となる過去財務情報について限定的保証を得るために必要かつ十分なレビュー手続を、一貫して解釈し適用するために必要な実施に関する要求事項を検討した。
 - (b) 「業務実施者としての監査人」の観点。この観点では、(i) 業務実施者の監査に関する専門知識と、(ii) 過年度の監査又は期中レビュー業務から得た企業に関する監査人の知識の両方を踏まえる必要性を検討した。これらの要素はいずれも、限定的保証を得るための手続の立案及び実施に関して、企業の年度の財務諸表の監査人ではない業務実施者が ISRE 2400（改訂）に従って実施する業務よりも強固な基礎を提供するものである。
11. また、IAASB は、ED-2410 が業務契約の締結から報告まで期中レビュー業務の全ての側面を網羅する独立した基準として維持されるべきであることに同意した。

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）との連携

12. ED-2410 の開発期間中、IESBA と IAASB のテクニカルスタッフは、ED-2410 と IESBA 倫理規程⁴の相互運用性に関する事項について継続的に連携した。協議事項には、違法行為及びグループ監査業務に関する ED-2410 と IESBA 基準の相互関係が含まれる。具体的な協議事項には、以下が含まれる。
 - (a) 独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守することを監査人に求める ED-2410 第 20 項の要求事項⁵
 - (b) ED-2410 に従った期中レビュー業務の実施中に、違法行為又はその疑いに関する情報に監査人が気付いた場合に適用される倫理規程の要求事項（ED-2410 第 52 項から第 57 項参照）

⁴ IESBA の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（原題：International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)）は、ここでは「IESBA 倫理規程」又は「倫理規程」と称す。

⁵ ED-2410 において、「関連する職業倫理に関する規定」は「期中レビュー業務を行う際に職業会計士に適用される職業倫理の原則及び職業倫理に関する規定をいう。関連する職業倫理に関する規定は、監査及びレビュー業務に関する国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）の規定に、各国で要求されるより厳格な事項を加えて構成されることが多い。」と定義されている。

- (c) 監査人がED-2410に従ってグループの期中財務情報のレビュー（「グループ期中レビュー業務」）を実施する場合に適用される倫理規程の要求事項
13. これらの協議の結果、IESBA は、2026 年 3 月に以下の二つの状況における倫理規程の適用に関し、ステークホルダーから情報を募ることを支持した。
- (a) 監査人がグループの期中財務情報のレビュー業務を実施する場合、特に構成単位の監査人がグループ期中レビュー業務を目的として構成単位レベルで一定の手続を実施し、かつ当該構成単位の監査人がネットワーク・ファームでない場合、又は当該構成単位の監査人がグループ監査の目的で監査人が関与させる構成単位の監査人でない場合
 - (b) 企業の財務諸表の監査人が期中レビュー業務の実施過程で違法行為反又はその疑いに関する情報に気付いた場合
14. したがって、以下**セクション II の質問 E.1**は、これらの事項に焦点を当てている。なお、追加の背景情報は以下**セクション I-C**に含まれている。

主要なステークホルダーとのエンゲージメント

15. ISRE 2410 の改訂に関するプロジェクト・プロポーザルでは、プロジェクトの目的の影響を最も受ける可能性が高いステークホルダーとして、三つのグループ（期中財務情報の想定利用者、IAASB 基準の採用及び適用に責任を有する者、監査人）の利害が特定された。IAASB は ED-2410 の開発期間全体をととして、IAASB のステークホルダー諮問委員会、各国・地域の基準設定主体、Forum of Firms などのその他ステークホルダーの国際団体、様々なステークホルダーの意見を代表する各国・地域の団体を含め、主要ステークホルダーへのアウトリーチ活動を行った。
16. ステークホルダーに対する対象を絞ったアウトリーチ活動は、コメントの要請期間中及びコメント締切後も継続する予定である。

セクション I – 重要な事項

A. ISRE 2410（改訂）案の公共の利益

17. プロジェクト・プロポーザルには、情報収集プロセスを通じて特定された一定の問題や課題に対処することを目的とした基準設定上の対応が含まれていた⁶。公共の利益に資するという本プロジェクトの目的達成を支援するため、本 EM の**付録**に、ED-2410 における主な提案とプロジェクト・プロポーザルにおける基準設定上の対応との対応関係をまとめた表を示している。さらにこの**付録**では、提案された基準が公共の利益にどの程度対応しているかを評価する上で最も関連性が高い規準であると考えられた、基準設定の質的特徴も示している。

B. 期中レビュー業務における基本概念の明確さ

18. IAASB は、期中レビュー業務が財務諸表監査とどのように異なるかを含め、期中レビュー業務における監査人の作業の性質と範囲についての理解に関する課題に対処するため、ED-2410 の範囲及び適用対象を明確に定める必要性を認識していた。ED-2410 の「はじめに」における各項は、現行の ISRE 2410 及び他の IAASB 基準の文言を活かしながら、この点を明確にすることを意図している。

⁶ 承認済みプロジェクト・プロポーザル第 13 項を参照。

ED-2410 に従った期中レビュー業務の基本原則

19. IAASB は、ISRE 2400（改訂）に従って実施するレビュー業務の基礎となる基本原則が、ED-2410 に従って実施する期中レビュー業務に関連し、適用されるか否か、また、その範囲について協議を行った。その際 IAASB は、ED-2410 第 5 項から第 7 項に記載されている、レビュー業務の基本原則には以下が含まれることを再確認した。
- (a) レビュー業務は限定的保証業務であり、主題情報は、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成された過去財務情報である。
 - (b) レビュー業務における業務実施者の目的は、過去財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証において結論付けるための基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することにある。
 - (c) 業務実施者は、レビュー業務の目的を達成するために必要と考えられる手続、主には質問と分析的手続を実施することによってこの証拠を入手する。限定的保証を得るためにレビュー業務において実施することが要求される手続の種類、時期及び範囲は、国際監査基準（ISA）に従った監査において実施することが要求される手続とは異なる。これは、レビュー業務が合理的な保証を得る目的で実施されるものではないためである。これらの原則は、それぞれ ED-2410 第 13 項(f)の「限定的保証」の定義及び第 13 項(c)の「保証業務リスク」の定義にも反映されている。

期中レビュー業務と ISRE 2400（改訂）に従ったレビュー業務の違い

20. IAASB は、期中レビュー業務と ISRE 2400（改訂）に従ったレビュー業務の違いを認識していた。重要な違いは、ED-2410 に基づく業務は年度の財務諸表の監査人が実施する点である。したがって、ISRE 2400（改訂）に基づいて業務を開始する業務実施者とは異なり、監査人は、企業及び企業環境、内部統制システム並びに財務報告の実務に関し、期中レビュー業務の作業の実施に役立つ基本的な知識を備えた状態で ED-2410 に従って期中レビュー業務を開始することになる。

期中レビュー業務と財務諸表監査の違い

21. IAASB は、ED-2410 に従った業務の実施者が年度の財務諸表の監査人ではあるものの、期中レビュー業務と ISA に従った財務諸表監査とに大きな違いがあることを強調する必要性も認識した。よって、IAASB は、以下を行うことが適切であると判断した。
- (a) ED-2410 第 8 項及び第 9 項に、財務諸表監査との違いに関する記述を含める。
 - (b) ED-2410 から ISA への参照の内容と範囲は、監査人が期中レビュー業務を実施する際に考慮すべき、関連性のある原則又は概念を含む可能性があるものを慎重に検討した上で選択する。

22. したがって、ED-2410 における ISA への参照は、次の場合に限られている。

- (a) 財務諸表監査及び期中レビュー業務の双方に関連する基本概念若しくは原則を取り扱う ISA 又は期中レビュー業務にも関連し得る特定の状況を取り扱う ISA。
- ED-2410 第 21 項及び第 22 項には、職業的専門家としての懐疑心及び職業的専門家としての判断の行使に関する要求事項が定められている。関連する適用指針には、ISA 220（改訂）⁷の適用指針に示される概念への参照が含まれている。これらの概念は ED-2410 を適用する際の監査人の心構えにも同様に関係するからである。
 - 第 23 項及び第 24 項と関連する適用指針は、ISA 220（改訂）と整合した、業務レベルの品質管理の基本原則が反映されている。
 - ED-2410 の A107 項は、継続企業の前提に関する経営者の評価に係る財務報告の枠組みの要求事項について、ISA 570（2024 年改訂）⁸を参照している。
 - ED-2410 の A162 項には、期中レビュー業務において有用になる可能性があることから、監査報告書に監査責任者の氏名を含めることに関連した ISA 700（改訂）⁹の適用指針を含めている。
- (b) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関連する考慮事項。これは、年度の財務諸表に関連する監査契約の新規の締結及び更新との類似性に基づいている。
- ED-2410 第 25 項から第 37 項には、期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関する全般的な原則を定めている。一部の地域においては、監査業務と期中レビュー業務の契約条件をそれぞれ個別に取り扱う必要がある場合があるが、ED-2410 は、年度の財務諸表の監査人が実施する期中レビュー業務にのみ適用される。そのため、ED-2410 に従って期中レビュー契約を新規締結するという判断は、ISA に基づく監査契約の新規締結に必要な手続を実施することなく下すことはできない。同様に、ED-2410 に従って期中レビュー契約を更新するという判断が、監査契約の更新に関する判断から独立して行われることはない。適用指針で説明しているとおり、ED-2410 により要求される新規の契約締結及び更新に係る手続は、監査業務に関して要求される新規の契約締結及び更新に係る手続と同時に実施することができる。よって、ED-2410 の適用指針は、期中レビュー業務に必要な要求事項を維持しつつ、ISA 210¹⁰の関連する原則を参照している。

⁷ ISA 220（改訂）「監査業務における品質マネジメント」

⁸ ISA 570（2024 年改訂）「継続企業」

⁹ ISA 700（改訂）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」

¹⁰ ISA 210「監査業務の契約条件の合意」

- (c) 初年度期中レビュー業務に関する考慮事項。ED-2410 の A77 項では、企業及び企業環境並びに企業の内部統制システムの理解に関して ISA 315（2019 年改訂）¹¹を参照している。
- (d) 監査人が年度の財務諸表の監査で実施している可能性がある作業を取り扱っている ISA、また、当該作業が期中レビュー業務に関連するか否か、関連する場合はどのように、又はどの程度関連するか。
 - ISA 320 に関して A68 項。¹²
 - ISA 315（2019 年改訂）に関して A72 項及び A74 項。
 - ISA 240（改訂）に関して A74 項¹³。
 - ISA 620 に関して ED-2410、A115 項¹⁴。

C. 関連する職業倫理に関する規定の遵守

23. 現行の ISRE 2410 第 4 項には、監査人は「年度の財務諸表の監査に関連する職業倫理に関する規定を遵守しなければならない」と示されている。IAASB は、各国・地域が定める関連する職業倫理に関する規定がそれぞれの方法で期中レビュー業務を取り扱っていることがあることに留意した。よって、ED-2410 第 20 項の要求事項は、その他の最近の IAASB 基準の関連する要求事項の起草と同様、より一般的な表現で起草されている。これは期中レビュー報告書における関連する職業倫理に関する規定についての記述（監査人は、関連する職業倫理に関する規定に従って企業から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている）にも影響している。
24. 「独立性を含む関連する職業倫理に関する規定」という文言の使用は、特定の国又は地域の特定の業務において、どの職業倫理に関する規定が適用される可能性があるかを示すことは IAASB の任務範囲外であることを踏まえたものである。このような職業倫理の枠組みの中立性は、監査業務に適用される要求事項が、同じ企業の期中レビュー業務には適用されない場合や、同様には適用されない場合など、各国・地域の職業倫理に関する基準、規程又は規定が、特定の業務に対して異なる職業倫理上の要求事項を定めている場合があることを踏まえたものである。例えば、IESBA 倫理規程パート 4A の国際独立性基準は、別段の定めがない限り、監査業務にもレビュー業務にも適用されるが¹⁵、同規程の他のパートは、「監査」及び「レビュー」という用語を同等のものとして取り扱っておらず、よって監査業務と期中レビュー業務の両方に必ずしも同じように適用されるとは限らない。
25. IAASB 及び IESBA のスタッフは、第 20 項の表現が、職業倫理に関する規定の遵守に関する IAASB 基準での一般的な取扱いと整合していることに留意した。ED-2410 の適用指針（例えば、A17 項から A18 項参照）は、IESBA 倫理規程を関連する職業倫理に関する規定の一例と位置付け、IESBA 倫理規程のパート 4A における独立性に関する規定の適用対象を説明している。したがって、IAASB は、第 20 項の基本的な要求事項の構成は、IESBA 倫理規程との相互運用性の問題を生じさせるものではないと考えている。

¹¹ ISA 315（2019 年改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」

¹² ISA 320「監査の計画及び実施における重要性」

¹³ ISA 240（改訂版）「財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任」

¹⁴ ISA 620「監査人の専門家の業務の利用」

¹⁵ IESBA 倫理規程第 400. 2 項

IESBA からの情報提供依頼

26. ED-2410 第 20 項と IESBA 倫理規程の相互運用性にもかかわらず、IAASB は、同項を遵守するには、監査人が IESBA 倫理規程のどの要求事項がその業務の状況において適用されるのかを判断できる必要があることを承知していた。この点に関し、IESBA スタッフは、IESBA 倫理規程の適用される要求事項の識別を左右するのは、業務を実施するのが監査人か否かではなく、業務の性質であることを強調した。しかしながら、状況によっては、年度の財務諸表の監査人によって実施される期中レビュー業務に関し、IESBA 倫理規程がどのように適用されるかについて疑問が生じる可能性がある。
27. IAASB と IESBA との協議において、以下二つの状況がこれに該当するとして特定された。
- (a) 監査人がグループの期中レビュー業務を実施する場合
 - (b) 監査人が非監査業務である期中レビュー業務の実施中に違法行為（NOCLAR）又はその疑いに気付いた場合
28. グループの期中レビュー業務に関しては、倫理規程のセクション 405（関連用語の新しい定義を含む。）が、ISA 600（改訂）¹⁶又はこれに相当するその他の監査基準に従って実施するグループ監査の文脈で策定されたものであり、ISA 600（改訂）への具体的な参照が含まれていることから疑問が生じる。しかしながら、セクション 405 は、構成単位の監査人が関与する状況を含め、ISRE 2410 に従って実施するグループ期中レビュー業務をその範囲から明確に除外していない。
29. 違法行為に関し、IESBA スタッフは、職業会計士が財務諸表監査を実施する場合と、職業会計士がその他の専門業務（すなわち非監査業務）を実施する場合では、セクション 360 の異なる要求事項が適用されると説明した。具体的には、期中レビュー業務に適用される規定は R360.29 項から 360.40 A1 項であり、監査に適用される R360.10 項から 360.28 A1 項は適用されない。IESBA スタッフは、実務上、監査事務所が違法行為又はその疑いにどのように対応するかは期中レビュー業務の場合と監査業務の場合とで最終的には違いはないはずだと指摘した。これは、期中レビュー業務を実施する職業会計士が、R360.31 項(a)に従い、法令によって禁止されていない限り、監査事務所内で、違法行為又はその疑いについてコミュニケーションを行うか、そうした方針又は手続がない場合には、監査責任者と直接コミュニケーションを行うことを求められるためである。
30. IESBA は 2026 年 3 月会合¹⁷においてこれらの事項を検討し、IESBA 倫理規程の適用がこれら二つの状況において十分明確であるか否かにつき、ステークホルダーから意見を募るために IAASB と協力することが適切であると判断した。
31. これによって、IESBA は、これら二つの状況における倫理規程の適用について、倫理規程の明確化又はその他の対応の要否を判断できることになる。

¹⁶ ISA 600（改訂）「グループ監査における特別な考慮事項（構成単位の監査人の作業を含む）」

¹⁷ IESBA2026 年 3 月会合の議題項目 5 を参照。

D. 業務レベルの品質管理

32. プロジェクト・プロポーザルには、業務レベルの品質管理に関して、ISRE 2410 と ISA 220（改訂）の関係に対処するために新しい要求事項又は適用指針が必要か否かを検討することが対応の一つとして含まれていた。
33. 現行の ISRE 2410 には、監査人に個々の業務に適用される品質管理手続の実施を求める単一の要求事項がある¹⁸。IAASB は、業務レベルの品質管理に対処するため ED-2410 に単一のハイレベルな要求事項を導入し（例えば、業務執行責任者が業務レベルの品質管理に全体的な責任を負うなど）、適用指針の中で ISA 220（改訂）の原則、概念及び要求事項を参照することを検討した。しかしながら、IAASB は、特に期中レビュー業務が、通常、公に取引されている事業体に対して実施されることに鑑み、高品質な期中レビュー業務の一貫した実施を推進するために業務レベルの品質管理に関して適度に詳細な要求事項を ED-2410 に含めることは、公共の利益に資することに留意した。
34. したがって、ED-2410 第 23 項に業務執行責任者が業務品質の管理と達成に全体的な責任を負うとの要求事項を定めた。これには、業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与すること、監査事務所の品質管理の方針又は手続に従って実施する業務に責任を負うことが含まれる。これらの要求事項は、品質マネジメント基準の結果として、ISRE 2400（改訂）に加えられた適合修正に倣ったものである。

E. 期中レビュー契約の新規の締結及び更新

35. 現行の ISRE 2410 には、業務契約の新規の締結又は更新に関して、監査人と依頼人は業務の契約条件に合意しなければならないという一つの要求事項しか含まれていない¹⁹。プロジェクト・プロポーザルには、このトピックに関して要求事項又は適用指針を明確化するか強化するかを探ることが、対応の一つとして含まれていた。
36. IAASB は、実務では、監査業務の依頼人及び監査業務に関する新規の契約締結及び更新に係る監査事務所の方針又は手続が、期中レビュー業務にも対応している場合があると考えた。加えて、監査業務及び期中レビュー業務の条件が一つの業務契約書の中で一緒に取り扱われている可能性もある（ED-2410 の第 A54 項参照）。しかしながら、IAASB は、国・地域によっては、監査業務と期中レビュー業務を別個に取り扱わなければならない場合があることを認識していた（それぞれの法令の要求事項を満たすためなど）。よって、ED-2410 には期中レビュー業務に関する契約の新規締結及び更新に関する具体的な要求事項が盛り込まれた（第 25 項から第 37 項）。これには、期中レビュー契約を新規に締結する際の前提条件が含まれる（これは、ISA 210 の前提条件と整合しているが、期中レビュー業務の状況を反映するために適宜修正している）。

F. 業務の立案及び実施

グループ期中レビュー業務

37. 法令に基づいて期中財務情報の作成を義務付けられた企業の多くは、期中に連結財務情報を作成するグループである。現行 ISRE 2410 においてグループに関する言及は限られ、グループに特化した要求事項は含まれていない²⁰。プロジェクト・プロポーザルには、グループの期中レビュー業務に関する要求事項又は適用指針を検討するアクションが含まれており、IAASB はそれを行うことは公共の利益であると結論付けていた。

¹⁸ ISRE 2410 第 5 項

¹⁹ ISRE 2410 第 10 項

²⁰ 現行 ISRE 2410 第 16 項及び 21 項を参照。

38. IAASB は、ED-2410 の概念及び原則がグループの年度財務諸表の監査人が実施するグループ期中レビュー業務にも同様に当てはまると判断した。IAASB はさらに、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000 において採用されたアプローチと同様²¹に、グループ業務の特別な状況を考慮するために特定の要求事項を追加することが、より一貫した業務の実施を促進することに資するものと認識した。IAASB はまた、特定の国又は地域の期中レビュー基準にグループに関する追加的適用指針が含まれていることにも注目した。
39. その結果、ED-2410 には、グループ期中レビュー業務の以下の側面に関する要求事項及び適用指針が盛り込まれている。
- (a) 監査責任者は、構成単位の監査人を含め、十分かつ適切な資源が割り当てられているか又は適時に利用できる状態であるかを判断する責任を負う（第 24 項(c) (ii) 参照）。
 - (b) グループ監査人は、構成単位の監査人が関与する内容、時期及び範囲を判断する（第 39 項参照）。
 - (c) 構成単位の監査人が関与する場合、グループ監査人は構成単位の監査人に対して実施すべき作業について伝達し、その作業の結果に関して求められる報告について定める（第 40 項参照）。
 - (d) 監査人は、グループの期中財務情報を基礎となる連結明細表とを照合する（第 69 項参照）。
 - (e) グループ監査責任者は、構成単位の監査人が独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守したことを確認する責任を負う（第 94 項(a)）。
40. IAASB は、グループの期中レビュー業務に関する複数用語の定義を盛り込むのではなく、ED-2410 第 14 項のアプローチを選んだ。この中では、ED-2410 の中で用いるグループ関連の用語のうち、ハンドブックの用語集²²でグループ監査業務の文脈において定義された用語は、グループの期中レビュー業務の文脈でも同様に理解し、適用するものと説明している。

重要性

41. 現行 ISRE 2410 には重要性に関する明確な要求事項はないが²³、期中財務情報に適用される財務報告の枠組みを参照して重要性を検討するための指針が含まれている。プロジェクト・プロポーザルには、期中レビュー業務の特定の状況において監査人による重要性の判断を支援する可能性のある、重要性に関する要求事項及び適用指針を明確化又は適切な場合には強化するアクションが含まれている。このアクションは、ISA320 及び ISA450²⁴の原則や概念が期中レビュー業務にどのように適用されるかについて一貫した解釈をすることに関する実務上の課題を指摘したステークホルダーの意見を反映したものである。この中には、期中レビュー業務において年度監査とは異なる定量的重要性を設定することの影響に関する疑問も含まれる。

²¹ ISSA 5000 「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」

²² IAASB が公表した「国際品質マネジメント、監査、レビュー、その他の保証及び関連サービス基準のハンドブック」に収録されている国際基準に関連する用語集（「用語集」）。

²³ 現行 ISRE 2410、第 15 項（箇条書き 4 番目）

²⁴ ISA 450 「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」

42. この問題に対処するため、IAASB は、各国や地域の同等基準の中で定められた要求事項が期中レビュー業務の文脈における重要性に対応するためにどのように改訂されたかを検討し、ISRE 2400（改訂）における重要性に関する要求事項についても検討した。実務上、監査人は通常、レビュー手続を立案し、その結果を評価する目的で重要性を判断することを踏まえ、IAASB は ED-2410 に期中財務情報全体の重要性を判断することを求める要求事項を加えることが適切であると判断した（ED-2410 第 41 項参照）。ISA 320 の重要性に関する原則及び概念を反映する適用指針も追加した。その他の IAASB 基準と同様、適用指針には期中レビュー業務において重要性をどのように判断するかについての詳細な指針や具体例は示されていない。それに代わり、適用指針では、重要性は（年度財務情報ではなく）期中財務情報を参照して判断すべきであることを強調するとともに、定性的及び定量的要素を検討し、期中財務情報の利用者のニーズに焦点を当てることの重要性を説明している。
43. よって、これらの項は、監査人が期中レビュー業務の重要性を判断する際の一貫した判断の枠組みを提供することを意図している。これらは、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に監査人が気付いた場合など、実施した手続の結果を評価する際、あるいは識別した虚偽表示の重要性を評価する際に欠かせない背景情報も提供する。

監査人の期中レビュー手続の根拠

44. ED-2410 第 43 項及び第 44 項の要求事項は、期中レビュー業務が限定的保証業務であることを踏まえて、その期中レビュー業務の目的を達成するために必要な作業を判断する際の明確な枠組みを定めるものである。これらの要求事項は相互に機能し、監査人が期中財務情報のうち重要な虚偽表示が生じる可能性が高い領域に作業を集中できるようにする。これらの要求事項を定めるに当たり、IAASB は第 10 項で説明したとおり、監査人がすでに企業及び企業環境並びに企業の内部統制システムについて一定レベルの知識を備えていることを考慮した。
45. この作業は、監査人が立案し実施する手続、主には質問と分析的手続に反映される。監査人の職業的専門家としての判断において、限定的保証の結論を形成する根拠として十分かつ適切な証拠を得るために必要な場合、これには別の手続が含まれることもある（文書の通読、プロセスの観察、会計記録と期中財務情報の調整内容を示す明細表の計算が正しいかどうかの再計算など）。監査人がその他の手続の立案、実施を判断する場合の状況についてさらなる説明は ED-2410、A82 項から A83 項を参照。
46. ED-2410 第 43 項の要求事項は、現行 ISRE 2410 第 12 項(a)にあった「潜在的な重要な虚偽表示の種類」という文言を削除し、ISRE 2400（改訂）²⁵及び「保証業務の国際的なフレームワーク」と表現を一致させた。IAASB は、「areas（領域）」という用語の定義付け又は説明の必要性を検討したが、この用語は通常の英語の意味での用いることを意図しているため、その必要はないと結論付けた。

²⁵ ISRE 2400（改訂）、第 45 項

47. この言葉を使用することによって、IAASB は以下を意図している。
- (a) 監査人には、期中財務情報のうち、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い領域を識別し、そこに注意をして業務を行うことが求められることを示す。
 - (b) 「領域」には、ISA に基づく監査業務における「取引種類、勘定残高及び開示情報」よりも幅広い意味がある場合があることを表す。例えば、期中財務情報の内容によって、領域は期中財務情報の個々の表示科目とその科目に関する開示情報である場合もあれば、そのような項目のグループ、又は個々の取引区分、勘定残高若しくは開示情報を指す場合もある。

初回期中レビュー業務

48. プロジェクト・プロポーザルには、監査人が新たに選任され、当該企業の年度財務諸表の監査を実施したことがない場合に、監査人が ED-2410 に従ってどのように期中レビュー業務を実施することが期待されるかについて明確にするアクションが含まれていた。IAASB は、監査人が過去にその企業の年度財務諸表監査を実施したことがあるか、それとも新たに選任され、期中レビューが監査人にとってその企業の初の保証業務であるかにかかわらず、ED-2410 の基本原則が適用されることを確認した。したがって審議会は、初回期中レビュー業務に関連する特別な考慮事項については、そうした状況に特化した要求事項を追加するのではなく、初回レビューに焦点を当てた適用指針による説明を通じて取り上げることとした。
49. ED-2410、第 A77 項から第 A79 項の適用指針は、第 43 項の要求事項が初回期中レビュー業務に適用されること、及び年度財務情報と期中財務情報両方の作成について理解することを求めていること、さらにそうした理解のための手続の内容、時期及び範囲が職業的専門家としての判断事項であることを明らかにしている。これは、監査人が、期中財務情報のうち、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い領域を識別できる程度に当該企業を理解するために、ISA に従った監査において実施するのと同じの手続を実施する必要がないと判断する場合があることを認めるものである。この点に関し、ED-2410、A72 項は、監査人は、ISA に従って監査業務を実施する際と同様に重要な虚偽表示のリスクを識別及び評価することは求められないと明確に述べている。一方、A92 項は、一定の場合において、監査人が期中レビュー業務に特化して求められる手続と同時に、監査目的で要求される特定の手続を実施することが適切又は必要であると判断する場合があることも認めている。

質問、分析及びその他レビュー手続の立案及び実施

50. ED-2410 は、重要な虚偽表示が生じる可能性が高いと監査人が識別した領域への対応に重点を置いた質問、分析的手続及びその他レビュー手続の立案及び実施を求める第 44 項の中核的な要求事項に加え、第 45 項から第 70 項に、監査人が業務の目的を達成するために特定の質問を行うこと、又はその他の措置を講ずることを求める要求事項を盛り込んでいる。例えば、以下が挙げられる。

- (a) 第 45 項には、現行 ISRE 2410 第 21 項の質問と各国又は地域の期中レビュー基準で識別されたその他の質問に基づく特定の質問が含まれている。IAASB は、こうした質問は現在の実務で実施されている質問と一致し、これらを求められる質問として盛り込むことが公共の利益に資すると考えている。
 - (b) 第 46 項は、分析的手続が期中レビュー業務の中核的部分であり、よって、監査人に分析的手続を実施する際に使用する情報の適切性の検討を求める要求事項を ED-2410 に加えることが適切であることを踏まえている。現行 ISRE 2410 の付録 2 に含まれていた分析的手続に関する補足的な記載は、一貫した実務を支える目的で ED-2410 の適用指針としておおむね維持されている（A87 項から A89 項参照）。
 - (c) 第 49 項から第 69 項には、ステークホルダーからの意見を踏まえ、プロジェクト案に記載された公共の利益に資するアクションに対応するため、監査人が特定の状況において又は特定事項に関して一定の手続を実施することを求める要求事項が盛り込まれている。
51. さらに、第 70 項には、現行 ISRE 2410 第 29 項に反映された「深掘り」原則が、その他の IAASB 基準で用いられている表現と揃えた上で維持されている。同項は、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に監査人が気付いた場合に、追加手続の実施を求めている。これらの手続は ED-2410 がこれ以外に求めている手続に「追加されるもの」であることを示すため、「追加」手続と称される。これらは、それ自体として手続のカテゴリーを構成するものではない。これらは、業務の実施中に、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に監査人が気付いた場合に限り実施される手続である。気付いた事項がなければ、さらに何かを行う必要はない。
52. 第 70 項に従って追加手続を実施する場合、監査人は、当該事項が期中財務情報全体に重要な虚偽表示を生じさせる可能性は低い（すなわち、無限定の結論が適切）と結論付けられる、又は当該事項によって期中財務情報全体に重要な虚偽表示が生ずる（すなわち、限定付又は否定的結論が必要）と判断できるまで、さらなる証拠の入手が求められる。この要求事項は、入手した証拠の十分性及び適切性を評価するために、ED-2410 第 89 項の要求事項を適用する際に有用となり得る基準を監査人に提供するものでもある。

公共の利益における特定のトピック：法令違反、不正及び継続企業の前提

53. ED-2410 の改訂において、IAASB は公共の利益の観点から特に重要な事項、すなわち期中財務情報に影響を及ぼす不正及び法令違反、並びに継続企業の前提に関する監査人の作業を強化した。

不正及び法令違反

54. 現行 ISRE 2410 には、監査人に不正及び法令違反に関する質問の実施を求める要求事項が含まれているが、期中レビュー業務の中で不正若しくはその疑い、又は識別された法令違反若しくはその疑いに監査人が気付いた場合に適用される要求事項は規定されていない。

55. IAASB は、ISA 240（改訂）²⁶及び ISA 250（改訂）²⁷に反映された改訂の根拠となる公共の利益を ED-2410 の策定において「期中レビュー業務の観点」を通じて検討すべきであると判断した。特に、ED-2410 は当該事業体の年度財務諸表の監査人によって適用されることから、IAASB は、期中レビュー業務の実施中に監査人が不正又は不正の疑い、あるいは法令違反又はその疑いに気付いた場合の監査人の対応に関する想定利用者の期待を検討した。
56. IAASB は、ED-2410 第 52 項から第 57 項の不正及び法令違反に関する要求事項は、ISA 240（改訂）及び ISA 250（改訂）の原則と一致していると考ええる。これらの要求事項は、期中レビュー業務（すなわち、限定的保証業務）の総括的な目的と整合し、それに見合った作業水準を定めつつ、不正及び法令違反に関して、現行基準よりもより強固な作業水準を要求するものである。このほか、A99 項の適用指針では、第 54 項から第 55 項の要求事項と、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に監査人が気付いた場合に適用される第 70 項の要求事項とを関連付けている。

継続企業の前提

57. 現行 ISRE 2410 第 27 項では、経営者が継続企業の前提に関する評価を変えたかどうかを質問することを監査人に求めている。この質問又はその他のレビュー手続の結果、企業の継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に監査人が気付いた場合には、監査人は経営者の対応策について質問し、かつ、期中財務情報における当該事項に関する注記の適切性を検討しなければならない。
58. 年次及び期中のいずれにおいても財務情報の作成において継続企業の前提が基本的な前提であることを踏まえ、IAASB は、継続企業の前提に関する監査人の作業は、一般目的の過去財務情報に対するあらゆる保証業務において公共の利益に関わる事項であると認識した。よって、この領域における監査人の作業とコミュニケーションに関するステークホルダーからの期待の高まりは IAASB による ISA 570（2024 年改訂）の改訂を促した要因の一つであるとともに、期中レビュー業務にも当てはまる。したがって、プロジェクト・プロポーザルには、期中レビュー業務における継続企業の前提に関する経営者の評価に対する監査人の責任を明確化し、期中レビュー報告書において継続企業の前提に関する事項を伝達するための強化を探るアクションが含まれている。
59. ED-2410 には、期中レビュー業務に見合う水準を維持することに焦点を当てつつ強化された内容が含まれている。この点において、ED-2410 は ISA 570（2024 年改訂）の原則を反映している一方、ED-2410 で求められる作業（第 58 項から第 65 項）は、経営者が継続企業の前提を用いることが適切である、又は継続企業の前提に関して求められる開示情報が十分であると合理的保証の水準で結論付けられるようにすることは意図してはいない。むしろ、期中財務情報に関する限定的保証の結論の根拠として十分かつ適切な証拠を得る観点から、継続企業の前提に関する監査人の作業が目指す成果は、監査人が以下をできるようにすることである。

²⁶ ISA 240（改訂）、「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」、第 55 項から第 57 項

²⁷ ISA 250（改訂）「財務諸表監査における法令及び規則の検討」第 19 項から第 22 項

- (a) 継続企業の前提に基づき経営者が情報を作成することの適切性について、又は重要な不確実性の有無について、監査人の判断に影響する何かに気付いたかどうか判断すること。
- (b) 適用される財務報告枠組みの要求事項に従い、期中財務情報における開示情報の適切性を判断すること。

これらの判断のために入手した証拠は、期中レビュー報告書における継続企業の前提に関する記述案の根拠となる（以下**セクション I-H** 参照）。

- 60. IAASB は ED-2410 第 58 項から第 65 項の要求事項は、継続企業の前提に関する重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる何らかの事項に監査人が気付いたかどうかを判断する適切な根拠を得るために必要な作業レベルを定めていると判断した。監査人が何かに気付いた場合、第 70 項は重要な虚偽表示が存在する可能性が低いと結論付けられるか、又は重要な虚偽表示が存在すると判断できるまで、さらなる作業を実施することを求めている（上記第 51 項から第 52 項も参照）。
- 61. 特定の要求事項は、現行 ISRE 2410 の要求事項を強化するとともに、ISA 570（2024 年改訂）の原則との整合性を高めている。
 - (a) 第 58 項から第 61 項の要求事項は、監査人が継続企業の前提に関する経営者の評価に基づいた質問をすることが狙いであり、評価期間は期中財務情報の承認日から少なくとも 12 か月間を対象とする。監査人が、年次報告期間に対して実施する評価と同程度に詳細な評価を得ようとする、又はその評価を同様に文書化することは意図していない。ただし、継続企業の前提が「予測し得る将来にわたって」の事業継続を前提にしているのであれば、その期間は報告期間が変わることだけを理由に変わるものではないという利用者の期待を支持することは意図している。
 - (b) 第 63 項(c)は、特定の状況において、監査人は、継続企業の前提に関する監査人の結論を裏付ける証拠を入手するため、その他の手続（つまり、ED-2410 が求める特定の質問以外の手続）を実施する必要性を検討する場合があることを認めている。例えば、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気付いた場合、監査人は、これらの事象又は状況に対処する経営者の対応策に関する証拠となるような文書を閲覧することが適切と考える場合がある。
 - (c) 第 65 項には、監査人に継続企業の前提に関する開示情報の適切性を評価することを求める明確な要求事項が盛り込まれている。この要求事項を設置したことは論理的なワークフローに基づく。すなわち、第 64 項において、経営者が継続企業の前提に基づき会計処理を行うことの適切性及び重要な不確実性の有無を評価することは、開示情報の適切性を適切に評価する上で必要である。

G. 期中財務情報に対する結論の形成

- 62. ISA 700（改訂）は、監査報告書の様式と内容を取り上げるとともに、財務諸表に対する意見の形成に関するセクションを含んでおり、これには実施した手続から得た証拠が十分かつ適切であり、監査人の意見の裏付けとなっているかどうかを評価することを求める要求事項が盛り込まれている。ISA 705（改訂）²⁸には、除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容に関する要求事項が含まれる。2005 年以降更新されていない現行 ISRE 2410 に、これらのセクションはない。

²⁸ ISA 705（改訂）「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」

63. IAASB は、期中財務情報利用者のために報告の明確さに対応する必要性を認め、ED-2410 に、(a) 監査人が期中財務情報に関する結論を形成する必要性と、(b) 結論の様式及び構造の 2 つを取り上げた区分を別途設けることが適切であると判断した。よって、「期中財務情報に関する結論の形成」区分（ED-2410 第 89 項から第 94 項）には、実施した手続から十分かつ適切な証拠を得たかどうかを評価し、その証拠に基づき、期中財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかの結論を形成することを監査人に求める要求事項が盛り込まれている。結論の形成に関する区分（ED-2410 第 97 項から第 107 項）は、ISRE 2400（改訂）の類似区分である第 72 項から第 85 項の構成に従いつつも、「監査人の期中レビュー報告書の作成」区分内に組み込まれている。これは最近作成された ISSA 5000 で採用されたものと同じアプローチである。監査人の期中レビューの結論の様式については、以下第 69 項から第 73 項を参照。
64. ED-2410 第 89 項のスタンドバック規定では、監査人に対し、この評価に際して入手した証拠の全てを検討することを求め、結論の形成における職業的専門家としての懐疑心の必要性を強調している。実施した手続から得た証拠が限定的保証の結論を形成するには十分かつ適切ではないと監査人が評価した場合、第 90 項は監査人にさらなる証拠の入手を試みることを求めている。さらなる証拠の入手を試みても、十分かつ適切な証拠が得られない場合は、監査人は第 103 項に従って限定的結論を表明するか、期中財務情報に関する結論を不表明としなければならない。

H. 監査人の期中レビュー報告書

65. ED-2410 を策定する動因の一つは明確化を図る必要性であり、特に、期中財務情報と監査人の期中レビュー報告書と想定利用者のために次をより明確にする。
- (a) 期中レビュー業務の目的
 - (b) 期中レビュー業務において得る保証（限定的保証）と年度財務諸表監査において得る保証（合理的保証）の水準の違い
 - (c) 年度財務諸表監査と比較した場合の期中レビュー業務で実施する手続の内容と範囲
66. IAASB は、[監査報告書基準のプロジェクト](#)において、財務諸表利用者に監査の目的、範囲及び結果に関する明確性が欠けていることに対応するため、監査業務の主要な成果物としての監査報告書の情報伝達上の価値を認識した。保証業務（監査、レビュー及びその他の保証業務）の全てに共通する目的が、業務実施者が意見又は結論を表明することにより、想定利用者が主題情報に対して抱く信頼の程度を高めることにあることを踏まえると、業務実施者の報告の情報伝達上の価値は、保証業務全般にわたり重要である。[監査報告書基準の適用後レビュー](#)（2021 年 9 月に完了）で提起された提言を検討するに当たり、IAASB は保証及び監査報告書の様式、構造、表示が意図的に異なることを認識していた。この違いは、利用者がそれぞれの目的や範囲の違いを明確に見分けられるようにするためである。しかしながら IAASB は、適用される保証基準に次回改訂が次回改訂案として提示される際に、監査報告書以外の保証業務報告書の形式、構成及び表示方法を、監査報告書の形式、構成及び表示方法と整合させることに対する利害関係者の需要を検討することを支持した。ED-2410 には監査人の期中レビュー報告書の構造、様式及び内容の改訂案が含まれており、この点に関してステークホルダーからの意見を求めている。

主な決定事項

67. ED-2410 の策定に当たり、IAASB は、
- (a) 期中レビュー報告書における監査人の限定的保証の結論について、文言の明確さと配置を検討した。
 - (b) ISA 700（改訂）の文言に倣い、独立性を含む関連する職業倫理に関する規程の遵守に関して明確な記述を加えることが必要であると判断した。²⁹
 - (c) ISA 570（2024 年改訂）の改訂に呼応し、実施した手続から得た証拠に基づき、経営者が継続企業の前提に基づく会計処理を採用することの適切性及び継続企業に関連する重要な不確実性の有無に関する監査人の見解を伝達するための追加の記述を導入することが必要かつ適切であると判断した。
 - (d) 期中レビュー業務の状況を踏まえるとともに、適切なレベル以上のより高い保証が得られたとの印象を意図せず生み出すことを避けるため、ISA 701 で取り上げられている「監査上の主要な検討事項」と概念的に類似する区分を盛り込まないことに合意した。
68. ED-2410 第 95 項には、監査人の期中レビュー報告書の要素に関する要求事項が示されている。ISA 700（改訂）と同様、監査人の期中レビューの結論セクションは、より目立たせるために最初に表示することが求められ、その後「結論の根拠」区分が続く。

監査人の期中レビューの結論の様式

69. ED-2410 ではこのほかにも、監査人の結論の文言に関する要求事項を改訂する（ED-2410 第 98 項参照）。現行 ISRE 2410 に基づき、期中財務情報が適正表示を目的とする財務報告枠組みに従って作成された完全な一組の一般目的の財務諸表を構成するかどうかによって、結論の文言は異なる³⁰。
70. IAASB は、期中レビュー業務に関する監査人の結論は次のようにすべきと判断した。
- (a) 否定形で表明すべきである（「期中財務情報…と考えさせる事項は認められなかった」）。

²⁹ ISA 700（改訂版）、「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、第 28 項(c)

³⁰ 現行 ISRE 2410、第 43 項(i)及び第 43 項(j)ED-2410 第 13 項(b)の「適用される財務報告枠組み」の定義案を併せて参照。定義は変更されていない。

- (b) 適用される財務報告枠組みが、ED-2410 第 13 項(b)の定義で説明するとおりの適正表示の枠組みか、法令遵守の枠組みかによって異なるべきである。

IAASB 基準における枠組み的中立性

71. 監査人の期中レビューの結論の様式に関する要求事項について変更を検討するに当たり、IAASB は財務報告基準の解釈は自らの権限の範囲外であり、IAASB の基準は枠組み的中立を維持すべきであると再確認した。
72. その一方で IAASB は、国際会計基準審議会（IASB）が公表している IFRS 会計基準、特に、国際会計基準（IAS）第 34 号「期中財務報告」が期中財務報告書の作成に広く用いられていることも認識していた³¹。IAASB は、IAS 34 に従って作成された要約期中財務報告書が適正表示の達成を目的とするか、又は達成する可能性があるかどうか、その場合は何についての適正表示なのかに関して国又は地域間あるいは国又は地域内でも意見が一致でないことを承知していた。各国又は各法域、或いは地域内でそれぞれの作成者が期中財務報告書の作成に用いる報告枠組みをどう説明しているか、期中財務報告書の作成に適用される個々の規制が枠組みをどう説明しているかの違いは明らかである³²。
73. これにより、IAASB は同じ報告の枠組みに基づいて作成された期中財務報告書に関して公表される保証の結論が各国又は法域によって異なる可能性があることを承知していた。グローバルでの報告の一貫性が ISRE 2410 を改訂目的の重要な要素の一つであることに注目し、以下セクション II の質問 15 は、回答者にこの件に関する意見を求めている。

監査人の期中レビュー報告書における継続企業の前提の取り扱い

74. ISA 570（2024 年改訂）には、以下の事項について、監査人に企業の年度財務諸表に関する監査報告書に明確な記述を含めることを求める要求事項が導入されている。
- (a) 継続企業の前提に基づく会計基礎の採用が適切であるかどうか。
- (b) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうか。

これに加え、そうした結論が監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものであり、当該企業の継続企業の前提に関する能力を保証するものではないことを記述する要求事項も導入されている。

75. ED-2410 では、監査人の期中レビュー報告書において継続企業の前提に関する明確な記述を行うことを求める同等の要求事項を導入しており、当該記述は期中レビュー業務の作業水準及び状況に照らして適切かつ均衡の取れたものとされている。それが適切であることを判断するに当たり、IAASB は期中レビュー報告書にそうした記述があることが意図せず、継続企業の前提に関して期中レビュー業務における監査人の目的の達成に必要なレベル以上の作業を実施したことを示唆するリスクを承知していた。利用者が期中レビュー業務の内容及び範囲を理解することがさらに難しくなることによって、期待ギャップが大きくなる可能性がある。

³¹ IAS 34 は、企業に完全な一組の期中財務諸表又はその要約版のいずれかを公表することを認めるとともに、期中財務報告書の最低限の内容並びに期中期間における完全な一組の期中財務諸表又はその要約版の認識及び測定に関する原則を規定している。IAS 34 の目的及び第 7 項を参照。

³² 例えば、英国において上場企業に適用される開示及び透明性規則（Disclosure and Transparency Rule）は、半期財務報告書の責任者に対し、自らの知る限り、「適用される会計基準に従って作成された要約版財務諸表が発行者の資産、負債、財務状態及び損益について真実かつ適正な見解を伝えている」ことを確認する旨の記述を求めている。また、「IAS 34 に従って作成されたという記述によって、要約版財務諸表が真実かつ適正な見解を伝えていることの確認を求める要求事項を満たす」ことができると明示している。

76. しかしながら IAASB は、ISA 570（2024 年改訂）の承認にあたって IAASB の判断の動機となった透明性の必要性が期中レビュー業務にも同じように関係すると判断した。期中財務情報は直近の完全な一組の年度財務諸表について最新情報を提供する意図があることから、IAASB はそうした事項に関する最新情報を期中に提供できないことによって、期中財務情報とそれに基づく期中レビュー報告書の想定利用者の情報ニーズを満たせない可能性があることを承知していた。
77. したがって IAASB は、継続企業の前提に関して明確な記述を求める要求事項を導入することが適切であると判断した。期中レビュー業務に関する各国又は地域の基準における改訂³³と ISA 570（2024 年改訂）に取り上げられた状況を情報源に、ED-2410 では、監査人に以下についての明確な記述を加えることを求めている。
- (a) 期中財務情報全体に対するレビュー及びそれに基づく監査人の結論の形成において、期中財務情報の作成における経営者の継続企業の前提に基づく会計の基礎の採用が不適切であると監査人に考えさせる何らかの事項が認められたかどうか。
 - (b) 重要な不確実性の存在を示唆する事項が監査人の注意を引いたか否か。
- ED-2410 は、当該記述が企業の継続企業の前提に関する能力について保証をするものではないことを示す記述を求めている。
78. IAASB は、期中レビュー業務において生じる可能性のある継続企業の前提に関する様々なシナリオを認識し、このうちどれを明確な要求事項によって支持すべきかを検討した。以下表 1 に、期中レビュー業務を実施するにあたって遭遇する可能性のある最も一般的なシナリオと ED-2410 の関連報告要求事項をまとめている。
79. IAASB は、ED-2410 に以下二つのシナリオを具体的に取り上げる要求事項を盛り込むことは不要と判断した。いずれも一般的な出来事とはみなされず、関連原則が別の要求事項によって取り上げられているからである。
- (a) 継続企業の前提に基づく会計基礎の採用はその状況において適切ではないが（当該事業が取引を中止する意図があるためなど）、期中財務情報が代わりの適切な根拠に基づいて作成されており、適切に開示されている。この場合、第 117 項が適用される可能性がある。
 - (b) 過去に継続企業の前提に関する重要な不確実性、又は継続企業の前提に関連して過去に開示された「close call」を生じさせた事象又は状況は、期中期間に解消した。ただし、その状況に関する適切な開示が期中財務情報に含まれている場合は、第 111 項でこのシナリオを取り上げる。

³³ 例えば、英国の ISRE（英国）2410 第 54-1 項及び文例改訂などを参照。

表 1：ED-2410 で取り上げるシナリオ

取り上げるシナリオ			ED-2410の 適用要求事項
過年度の監査で実施した監査手続 から得た証拠に基づく…	期中レビュー業務で実施した レビュー手続から得た証拠に基づく…		
	事象又は状況？ ³⁴	MUGC？ ³⁵	
「ベースライン」 次のいずれか。 事象又は状況は識別されなかった （よってMUGCはない） 又は 事象及び状況が識別されたが、 MUGCはない。	無	無	第108項
	有	有	第110項
		無	第108項又は第111項 （状況に応じて）
「close call」の状況 事象又は状況が識別されたが、 MUGCは存在せず、かつ MUGCがないと結論付けるにあたっ て重要な判断をし、それが適切に 開示されている。	有	有	第110項
		無	第108項又は第111項 （状況に応じて）
	無	無	第108項
「MUGC」 事象又は状況が識別された。 MUGCがあり、適切に開示されてい る ³⁶ 。	有	有	第109項
		無	第108項又は第111項 （状況に応じて）
	無	無	第108項

³⁴ 「事象又は状況」は「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性がある」と識別された事象又は状況」の短縮表現として使用している。

³⁵ MUGC は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の短縮表現として使用している。

³⁶ MUGC が適切に開示されていない場合は、第 112 項が適用される。

期中レビュー報告書のその他の要素

80. 第 95 項(f)は、期中レビュー報告書に経営者の責任を記述する区分を設けることを要求している。これには、期中レビュー業務において経営者の責任と監査人の責任とをより明確に区別する意図がある。
81. さらに、ED-2410 は、上場企業に対する期中レビュー業務の場合には、期中レビュー報告書に監査責任者の氏名を記載することを求める条件付き要求事項（第 96 項）を導入している。利用者が期中レビュー業務の監査責任者が年度財務諸表監査の責任者と同一人物であるかどうかを知ることに関心がある可能性があることから、この点は重要な開示情報とみなされた。

I. その他の事項

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

82. IAASB は、経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションに関する要求事項に関して様々なアプローチを検討した。総合的に判断した結果、IAASB は、現行の ISRE 2410 第 42 項と同様の包括的な要求事項を維持することが適切であると判断したが、業務の全期間を通じて関連する事項について適時にコミュニケーションを行う重要性を強調するため、基準のより前の箇所に配置することとした。よって、ED-2410 第 38 項では、監査人に対し、監査人の職業的専門家としての判断に基づき、経営者又は必要に応じてガバナンスに責任を有する者の注意を喚起するのに値する重要な事項について適時にコミュニケーションを行うよう求めている。この決定を行うに当たり、IAASB は、ED-2410 に従ってコミュニケーションを行う事項が、財務諸表監査における監査人のコミュニケーションにより影響を受ける可能性が高いことを考慮した。ED-2410 には、ガバナンスに責任を有する者の責任にとって重要である可能性のある事項の例を含む適用指針を盛り込んでいる（第 A62 項参照）。

その他の記載内容

83. 現行の ISRE 2410 第 36 項から第 37 項は、「付随情報」に関する監査人の責任を取り上げている（付随情報とは、原則として現行の IAASB 基準における「その他の記載内容」と同じである）。プロジェクト・プロポーザルには、企業が公表するその他の記載内容に関連する期中レビュー業務における監査人の責任と作業を明確化するための改善策を探ることが対応の一つとして含まれていた。
84. IAASB は、期中レビュー業務に関連して、その他の記載内容に関するシンプルかつ原則主義の要求事項は維持しつつ、用語を最新化し、明確化することが適切であると判断した。したがって、ED-2410 には「その他の記載内容」の定義が加えられ（第 13 項(g)）、第 86 項から第 88 項に ISA 720（改訂）の基本原則に基づく作業に関する要求事項が盛り込まれている³⁷。具体的には次のとおりである。
 - (a) その他の記載内容の通読によって、監査人がその他の記載内容と期中財務情報の間に重要な相違があることに気付く場合がある。その場合、期中財務情報及び期中財務情報に関する監査人の結論の信頼性が損なわれる恐れがある。よって、監査人は、期中財務情報又はその他の記載内容に重要な虚偽表示が存在する可能性があるか否かを判断するためのさらなる作業を実施する。
 - (b) その他の記載内容は期中レビュー業務の対象ではないが、関連する職業倫理に関する規定では、通常、監査人が誤解を生じさせる情報に関与しないことが求められる。期中財務情報及び期中レビュー報告書を含む文書におけるその他の記載内容に重要な誤りがあった場合は、そうした情報に関与していることになる。

³⁷ ISA 720「その他の情報に関連する監査人の責任」

適用日

85. IAASB は、最終基準は **2027 年 6 月** に承認されると見込んでいる。また、最終基準の承認から少なくとも 18 か月後以降に開始する期間の期中財務情報のレビューから基準を適用することが適切であると想定している。ED-2410 は期中レビュー業務の全段階に対処するものであることから、適用日を業務と関係する報告期間の期首と紐付けるこの慣行は妥当である。
86. IAASB は、そうした時間枠は次の事項を適切に考慮していると考ええる。
- ISA 570（2024 年改訂）及び ISA 240（改訂）の適用日（ED-2410 における改訂は、これらのトピックに関連するため）
 - 各国・地域での翻訳及び採用プロセスに必要な時間、並びに監査事務所のメソドロジー、業務実施ツール、研修資料の改訂に必要な時間

セクション II – 回答者への質問

1. 本 EM のコメントの**要請セクション**でご説明したとおり、ED-2410 の要求事項及び適用指針の明確さ、理解しやすさ、実行可能性を中心に、**回答フォーム**を使って以下の質問にご回答ください。

回答者への質問	本EM内の関連 セクション又は項
全体的な影響	
1. 基準設定の質的特性及びプロジェクト・プロポーザルで示された基準設定のアクションを踏まえ、ED-2410は 公共の利益に 応えるものになっているという点に同意しますか。	セクション I-A 及び 付録
2. ED-2410は、期中レビュー業務における限定的保証の結論を表明するために必要な作業と、特定の領域（継続企業の前提、不正及び法令違反等）における公共の利益という点でより強固な要求事項との間で、 適切な均衡 を図っているという点に同意しますか。回答に当たっては、提案されている基準を適用した場合の 影響及び効果 に関するご意見も記入してください。	全体的視点

回答者への質問	本EM内の関連 セクション又は項
職業的専門家としての懐疑心及び判断	
3. ED-2410は、職業的専門家としての懐疑心及び判断という基本概念、並びに期中レビュー業務全体を通してこれらの概念を適用することの重要性について、適切に対応していると思いますか。この点に関して、どのような追加対応が必要だと思いますか。	全体的視点 セクションI-B、 第22項(a)
期中レビュー業務の基本原則 4. ED-2410の「はじめに」セクションは、期中レビュー業務の性質及び目的並びに財務諸表監査と異なる点について明確に記述し、業務の目的を達成するために必要な作業を理解する基礎となる背景を提供していますか。 5. ED-2410は、監査人が実施する手続は主として質問及び分析的手続であるが、期中レビュー業務の総括的な目的を達成するために実施される全ての手続が「レビュー手続」であることを十分に明確にしていますか。もし明確でない場合、より明確にするためにどのような提案をしますか。	セクションI-B セクションI-F、 第44項から第47項
ED-2410に準拠した期中レビュー業務へのアプローチ 6. 継続駅に実施されるにおいては、監査人はその企業に対する過去の年度監査及び期中レビュー業務を通して得られた知識や理解を活用するという点が、十分明確に示されていますか。もしそうでない場合、より明確にするためにどのような提案をしますか。 7. 被監査会社に対して最初に実施する業務が期中財務情報のレビューである場合に適用される考慮事項について同意しますか。同意しない場合、初回の期中レビュー業務に関連して追加すべき考慮事項について、どのような提案をしますか。	セクションI-B セクションI-F、 第44項から第52項
重要性 8. 期中レビュー業務において監査人に重要性を判断することを求める要求事項及び、適用される関連原則について記した適用指針に同意しますか。同意しない場合、どのような提案をしますか。	セクションI-F、 第41項から第43項

回答者への質問	本EM内の関連 セクション又は項
グループ期中レビュー業務 9. 全体として、ED-2410はグループの期中財務情報のレビューに適用できると思いますか。 10. グループ期中レビュー業務に関する具体的な考慮事項を扱うED-2410の要求事項は適切ですか。 そう思わない場合には、個々の質問に対してその理由を説明し、必要と考えられる追加の要求事項や適用指針について提案してください。	セクションI-F、 第37項から第40項
不正及び法令違反 11. 期中レビュー業務は企業の年度財務諸表の監査人によって実施され、その監査人が年度の財務諸表監査業務の文脈において不正及び法令違反に関する責任を有していることを踏まえると、不正及び法令違反に関する要求事項は、期中レビュー業務の状況に照らして適切かつ期中レビュー業務の状況に見合うものであるという点に同意しますか。 同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー業務における、不正及び法令違反に対する監査人のアプローチについて提案してください。	セクションI-F、 第54項から第56項
継続企業の前提 以下の質問は、期中レビュー業務における継続企業の前提に関する監査人の作業と、期中レビュー報告書における継続企業の前提に関する透明性の両者を対象としています。 12. 期中レビュー業務は企業の年度の財務諸表の監査人によって実施され、その監査人が年度の財務諸表監査業務の文脈において継続企業の前提に関する責任を有していることを踏まえると、継続企業の前提に関する作業についての要求事項は、期中レビュー業務の状況に対して適切かつ期中レビュー業務の状況に見合うものであるという点に同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー業務における、継続企業の前提に関する監査人の責任について、ED-2410がどのように扱うべきか提案してください。 13. 監査人の期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する新しい独立した区分を導入するという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー報告書における継続企業の前提に関する透明性について、ED-2410がどのように扱うべきか提案してください。 特に以下の点についてご回答ください。 (a) 継続企業の前提及び重要な不確実性の有無に関し、ED-2410が要求している、限定的保証業務に適した表現による提案された要求事項に同意し	セクションI-F、 第57項から第61項 セクションI-H、 第74項から第79項

回答者への質問	本EM内の関連 セクション又は項
ますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー報告書において、それらの事項をどのような文言で記載すべきか提案してください。 (b) ED-2410の第108項から第111項の要求事項で扱われている状況は、実務で最も頻繁に発生するシナリオを捉えているという点に同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、ED-2410で扱うべきその他のシナリオを提案してください。 (c) ED-2410 第 111 項の要求事項、すなわち、重要な不確実性には該当しない継続企業の前提に関する事項（「close call」の状況など）についての開示情報への言及を、当該事項が期中財務情報に関する利用者の理解にとって極めて重要であると監査人が職業的専門家としての判断に基づき認めた場合に限り、「強調事項」区分に準じた方法で期中レビュー報告書に含めることに同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、そのような事項について ED-2410 がどのように扱うべきか提案してください。	
監査人の期中レビュー報告書 一般事項 14. 監査人の期中レビュー報告書について、提案されている新しい構成に同意しますか。特に、この新しい構成が財務諸表監査報告書の構成と整合していることで、報告書の想定利用者にとって、より分かりやすいものになっているかどうかを検討してください。 同意しない場合には、想定利用者にとって期中レビュー報告書をより分かりやすくするための提案を含め、その理由を説明してください。	セクションI-H、 第65項から第68項
監査人の期中レビューの結論 15. 適用される財務報告の枠組みがED-2410第13項(b)で定義される「適正表示の枠組み」であるか「準拠性の枠組み」であるかによって、監査人の期中レビューの結論が異なるというED-2410のアプローチにより、実務的に何らかの影響が生じると予想しますか。潜在的な問題点、及びIAASBがそれらにどのように対処し得るかについての提案をできるだけ具体的に説明してください。	セクションI-H、 第69項から第73項
その他の事項 16. ED-2410に関して、他に提起したい事項はありますか。ある場合には、コメントの対象となる要求事項、適用指針又は付録の具体的な項番号を明示してください。また、その他の事項に関する見解を記入する場合には、各事項を明確に識別して区別できるよう、小見出しを使用してください。	

回答者への質問	本EM内の関連 セクション又は項
翻訳	
17. 多くの回答者が、最終基準を翻訳して各国や地域で適用することを想定している点を踏まえ、翻訳に関して気付いた課題又は問題点はありますか。 ある場合には、その内容を説明し、コメントの対象となる要求事項、適用指針、具体例又は付録の具体的な項番号を明示してください。	
適用日	
18. IAASBは、改訂基準の適用期間は、承認予定日から約18カ月とすることが適切であると考えています。この期間は、提案基準の効果的な適用に十分であることに同意しますか。同意しない場合、どの程度の期間が適切と考えますか。またその理由を説明してください。	セクションI-I及び第85項から第86項

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）への情報提供のための質問	
IESBAは、IESBA倫理規程の適用に関する回答者の意見を求めています。これらの質問が該当する回答者には、IESBAが今後の対応の必要性を検討する際の参考となるよう、これらの質問に回答することが首位証されます。	
E. 1. ED-2410は、監査人が期中レビュー業務を実施するに当たり、独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守することを監査人に求めています。以下の質問はこの点を踏まえた質問です。 (a) 説明文書のセクションI-C第28項に示された状況を踏まえ、また、IESBA倫理規程のパート4Aは別段の定めがない限り監査業務とレビュー業務の両方に適用されることを考慮した上で、グループレビュー業務（グループ期中レビューを含む）におけるセクション405の適用を明確化する必要があると思いますか。 (b) 期中レビュー業務の実施する過程で法令違反又はその疑いに関する情報に監査人が気付いた場合におけるIESBA倫理規程の適用について、説明文書のセクションI-C第29項に記載されている内容は明確であると思いますか。	序説、第12項から第14項 セクションI-C

上記のいずれか又は両方の状況においてIESBA倫理規程の適用を明確化する必要があると考える場合は、その理由を説明してください。また、どのように明確化するのが有用であるか、及びそれを倫理規程の中で行うべきか、あるいは倫理規定以外で行うべきかについても説明してください。	
--	--

付録 - 対応案と ED-2410 関連項の対応表

本付録の表では、公共の利益のため、ED-2410 の主要要素と[プロジェクト・プロポーザル](#)で提案されていた基準設定上の対応（第 13 項参照）の対応関係を示している。

1. 「主な改訂案」の列には、ED-2410 で提案された基準設定上の対応が記載されている。これらは、（プロジェクト・プロポーザルにおいて最も関連性が高い規準であるとして識別された）以下の基準設定の質的特徴を達成するように策定されている。
 - 基準改訂案と IAASB が公表している各種基準全体との**一貫性**。同じ主題情報（過去財務情報）を取り扱う基準と保証の水準（限定的保証）とのつながりを強化する。
 - 基準改訂案の**範囲の適切性**。期中レビュー業務が年度の財務諸表の監査人によって実施されること、また、期中財務情報のレビュー業務の目的、範囲及び結果は異なるものの、ISA の特定事項が期中レビュー業務に関連する可能性があることを考慮している。よって、この特徴の達成を支えるためには**バランス**の概念が重要である。
 - 基準の**包括性**。基準に定められる原則の例外事項を限定することによって、実務上のばらつきを抑制する。
 - 全ての地域における全ての規模の企業での**導入可能性**と**一貫した適用**、及び**グローバルな運用可能性**。基準改訂案に基づく財務情報のレビュー業務を必要とする企業の規模及び複雑さが様々であること、また、当該業務を実施する監査事務所の資源が様々であることの重要性を考慮している。
2. これらの特徴は個々のセクションや要求事項ではなく、ED-2410 全体に当てはまることから、個々の基準設定上の対応又は改訂案との個別の対応関係は示していない。
3. ここに示す項は全て、別段の表示がない限り、ED-2410 の項を指す。

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
1.1 ISRE 2410 を「クラリティ様式」で再起草する。	ED-2410 は、「クラリティ様式」で起草されている。 (IAASB の クラリティプロジェクト は 2008 年末に完了)。クラリティプロジェクトでは、IAASB が公表する国際基準の明瞭性を高め、それにより一貫した適用を推進することを目的として、ISA の起草規則が見直された。	ED-2410 全体
1.2 以下の目的のため、ISRE 2410 を必要に応じて改訂する。 (a) 原則及び概念を、「保証業務の国際的なフレームワーク」 ¹ で用いられている概念及び用語と整合させる。 (b) 原則及び概念を、ISRE 2400 (改訂) 及び該当する場合にはその他の IAASB 基準の関連概念及び原則に基づいて定める。	ED-2410 の概念及び用語は、過去財務情報の限定的保証業務を取り扱うもう一つの IAASB 基準である ISRE 2400 (改訂) と、限定的保証業務を取り扱うその他の IAASB 保証基準における概念及び用語と完全に整合している。特に、改訂によって限定的保証の定義が「保証業務の国際的なフレームワーク」の説明と整合した。	<u>はじめに：</u> 第 5 項から第 9 項及び第 11 項 <u>定義：</u> 第 13 項(f)

¹ 例えば、「保証業務の国際的なフレームワーク」では、限定的保証業務とは、業務実施者が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が合理的保証業務に比べてより高く設定される保証業務であると説明している。これに対して、現行 ISRE 2410 は、期中レビュー業務の目的を不適切な結論を表明するリスクを「中程度の水準」に抑えることと説明している。

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
1.3 ISRE 2410 に基づく期中レビュー業務とその他 IAASB 基準の関係を明確にする方法を探る。	- ED-2410 と ISRE 2400 (改訂) に基づく業務のそれぞれの範囲を説明した。 - ED-2410 に基づいて実施する期中レビュー業務と国際監査基準 (ISA) に従って実施する財務諸表監査の違いを説明した。 - プロジェクト・プロポーザル第 16 項で説明されているとおり、識別された問題の一部は強制力のないガイダンス資料の作成を通じて解決できる可能性がある。例えば、期中レビュー業務とその他 IAASB 基準に従って実施するその他業務の関係を明確にする教育資料などが挙げられる。	<u>はじめに：</u> 第 3 項及び第 8 項から第 9 項 <u>適用指針：</u> A3 項から A4 項
2.1 期中レビュー業務の状況と期中財務情報に適用される財務報告の枠組みの要求事項を踏まえ、ISRE 2410 改訂案において、IAASB 基準の最近の改訂をどの程度取り入れるべきかを、相応の形で判断する。 これには、以下に対処するための要求事項又は適用指針の新設が必要か否かの判断を含む場合がある。	全体的アプローチ： 現行の ISRE 2410 公表以降行われた、他の IAASB 基準の改訂による潜在的影響を評価するに当たり、IAASB は、これらプロジェクトを推進する要因となった公共の利益について検討し、これらプロジェクトで対処した公共の利益の問題が、期中レビュー業務にも関連するものであるかどうかを検討した。関連する場合、IAASB は、期中レビュー業務の状況に相応の対応を取る必要があること	提案された対応 2.1 の各項目への対応は、以下の参照項を参照。

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	を認識した上で、ED-2410 においてこれらの公共の利益の問題にどのように対処できるかを検討した。	
(a) ISRE 2410 と品質マネジメント基準との関係。業務レベルの品質管理を含む。	- 業務レベルの品質管理について強化した要求事項を導入した。これには、業務執行責任者が以下に関して全体的な責任を負うことが含まれる。 - 業務の品質を管理し、達成すること。業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与することを含む。 - 業務チームのメンバーに対する指揮、監督及びその作業を査閲すること。 - 特定の領域において、業務が、監査事務所の品質管理の方針又は手続に従って実施されるようにすること。 - このほか、業務執行責任者に対し、監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報と、当該情報が期中レビュー業務に与える影響を検討することを求める要求事項を導入した。	<u>要求事項：</u> 第 23 項から第 24 項 <u>適用指針：</u> A28 項から A44 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
(b) (i) 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解に関する監査人の責任	- ED-2410 には、監査人が過去にその企業の財務諸表監査を行ったことがあるか、初年度期中レビュー業務であるかに関係なく適用される基本原則が含まれている。 - 監査人には、年度の財務情報と期中財務情報の両方の作成に関連する企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムを理解することが求められる。監査人は、その理解に基づき、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示が生じる可能性のある期中財務情報の領域を識別する。 - 初年度期中レビュー業務に特化した考慮事項を取り上げた適用指針を盛り込んだ。	<u>要求事項：</u> 43 <u>適用指針：</u> A72 項から A79 項
(b) (ii) 会計上の見積りに関する監査人の責任	レビュー手続の立案及び実施に関連し、ED-2410 では、経営者と、必要な場合にはその他の企業構成員に、以下を含む会計上の見積りに関する質問をするよう求めている。	<u>要求事項：</u> 第 44 項から 45 項（特に第 45 項 (d) 及び第 45 項 (e)） 第 92 項 (b) 及び第 92 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	○ 重要な会計上の見積りについては、経営者による見積手法、重要な仮定及びデータの選択の変更、また、該当する場合には、経営者が特定の行動方針を実施する意思と能力に変更があったかどうかについての質問 ○ 重要かつ通例でない取引若しくは事象又は複雑な取引若しくは事象（新しい会計上の見積り又は変更された会計上の見積りを含む。）が、企業の期中財務情報に影響を及ぼしたか、又は及ぼす可能性があるかどうか。 ・ 期中財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて結論を形成することに関し、監査人に以下の検討を求める要求事項を盛り込んだ。 ○ 経営者の判断に偏向が存在する兆候等、企業の会計実務の質的側面 ○ 適用される財務報告の枠組みの要求事項及び実施した手続の結果と照らし、経営者による会計上の見積り及び関連する注記事項が合理的であるかどうか。	(d) (iv) <u>適用指針：</u> A93 項から A97 項及び A139 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
(b) (iii) 継続企業の前提に関する監査人の責任 ² 。期中財務情報における継続企業の前提に関する経営者の評価についての責任を含む。	• 現行の ISRE 2410 の単一の要求事項である第 27 項を、ISA 570 (2024 年改訂)³の概念及び原則と整合したより堅固な要求事項を、期中レビュー業務の状況に相応する形で置き換えた。 • これらの要求事項は、継続企業の前提が期中財務情報の作成の基礎であることを踏まえており、期中レビュー業務における継続企業の前提に関する監査人の結論と、期中レビュー報告書における継続企業の前提に関する記述を裏付ける上で十分である（以下、提案された対応 3.2 参照）。 • 適用指針に、継続企業の前提に関し、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する又は判断を誤らせることになると思われる事項に気付いた場合、監査人は、第 70 項に従って追加の手続（すなわち、「深掘り」）を実施する必要があるとの説明を加えた。	<u>要求事項：</u> 第 58 項から第 65 項 <u>適用指針：</u> A107 項から A114 項

² このトピックの重要性を反映し、一部の JSS（例えば英国）は自国版 ISRE 2410 を改訂し、期中レビュー業務における継続企業の前提に関する事項についての監査人の責任とその伝達を明確化又は強化している。その他の国又は地域（例えばオーストラリア、ニュージーランド）はこの件に関してグローバル版の必要性に賛意を表明している。

³ ISA 570 (2024 年改訂)、「継続企業の前提」

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
(b) (iv) 不正及び法令違反 (NOCLAR) に関する 監査人の責任。	• 現行 ISRE 2410 第 41 項の単一の要求事項を ISA 240 (改訂)⁴及び ISA 250 (改訂)⁵の概念及び原則と整合するより堅固な要求事項を、期中レビュー業務の状況に相応する形で置き換えた。 • 経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション、並びに適切な当局への報告に関する要求事項を盛り込んだ。 • 期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があるとして監査人に信じさせる理由が認められた場合には、追加手続が必要である旨の適用指針を追加した。	<u>要求事項：</u> 第 52 項から第 57 項 <u>適用指針：</u> A99 項から A106 項

⁴ ISA 240 (改訂)、「財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任」

⁵ ISA 250 (改訂)「財務諸表監査における法令及び規則の検討」

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
(b) (v) その他の情報に関連する監査人の責任。	「その他の情報」を定義付け、期中レビュー業務の観点から何がその他の情報とみなされるのか一貫した判断を下すための明確な境界線を定めた。 - 要求事項を改訂し、その他の情報を読み、期中財務情報との重要な相違の有無を検討する監査人の責任に関して、ISA 720 (改訂)⁶の原則とさらなる整合化を図った。 - 重要な不整合が見受けられる場合、監査人には、その問題を経営者又は該当する場合にはガバナンスに責任を有する者と協議し、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があるかどうかを判断することが求められる。	<u>定義：</u> 第 13 項 (g) <u>要求事項：</u> 第 86 項から第 88 項 <u>適用指針：</u> A10 項から A11 項、及び A131 から A136 項
(c) グループ期中財務情報に関する期中レビュー業務に適用される特別な考慮事項	グループの期中レビュー業務に関して ED-2410 に複数の定義を加える代わりに定義セクションに項を一つ加え、グループに関して ED-2410 で用いる用語がハンドブックの用語集⁷で定義されており、これら用語はグループ財務諸表の監査人が実施す	<u>定義：</u> 第 14 項 <u>要求事項：</u>

⁶ ISA 720 「その他の情報に関連する監査人の責任」

⁷ IAASB が公表した「国際品質マネジメント、監査、レビュー、その他の保証及び関連サービス基準のハンドブック」（「ハンドブック」）に収録されている国際基準に関連する用語集。

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	るグループの期中財務情報レビュー（「グループ期中レビュー業務」）の観点から読み、適用される意図であることを説明した。 - 監査責任者が、当該業務が事務所の品質管理方針又は手続に従って実施されることについて全体的な責任を負うこと（業務の遂行に必要な十分かつ適切な資源が適時に割り当てられ、又は利用可能であることの判断を含む。）に関する要求事項が追加された。適用指針において、グループを対象とする期中レビュー業務においては、かかる要員に構成単位の監査人が含まれる場合があると説明している。 - グループ監査人が次を行うことを求める要求事項を追加した。 - 構成単位の監査人が実施する作業があれば、その内容、時期及び範囲を判断する。 - 構成単位の監査人が関与する場合、実施する作業とその作業の結果に関して期待されるコミュニケーションについて、構成単位の監査	23 項(c) (ii)、及び 39 項から 40 項、及び 69 項 <u>適用指針：</u> A40 項、及び A63 項から A65 項、及び A119 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	人に伝達する。 監査人に、グループ期中財務情報が連結明細表及び重要な連結仕訳入力と修正の記録と一致又は調整後一致するという証拠を入手することを求める要求事項を追加した。	
3.1 利用者にとっての報告書の分かりやすさと有用性を高めるため、監査人のレビュー報告書の様式、構成及び表示の強化を図る。	- 監査人の期中レビュー報告書の情報伝達手段としての価値を高めるため、ED-2410 の要求事項を、報告書の様式、構成及び表示に関して以下の通り強化している。 - 監査人の結論を最初に示し、その後に「結論の根拠」区分を配置することを求める。監査人の結論の様式は、期中財務情報が適正表示の枠組みと準拠性の枠組みのどちらに従って作成されているかによって異なる。 - 期中レビュー業務及びその限界を説明する文言を拡充している。この記載事項には、期中レビュー業務が財務諸表監査とどのように異	<u>要求事項：</u> 第 95 項から第 107 項 <u>適用指針：</u> A146 項から A172 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	なるのかも含む。 ○ 「結論の根拠」区分に、職業倫理に関する規定の遵守に関する記載事項を含めることを求める。この記載事項には、該当する場合には、監査人が特定の事業体（社会的影響度の高い事業体など）の監査又はレビューに固有の独立性に関する要求事項を適用したことも含む。 ○ 期中財務情報に関する経営者の責任を説明する区分を別途設けることを求める。この責任には、継続企業の前提についての評価と経営者が継続企業の前提を用いることの適切性に関する評価を行う責任も含む。 • 上場企業の期中レビュー業務に際して、監査責任者の氏名の記載を求める条件付き要求事項を追加した。	

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	ISA 705 (改訂)⁸の原則と整合し、他の IAASB 基準 (ISRE 2400 (改訂)⁹及び ISSA 5000¹⁰など) の要求事項の構成に倣った、除外事項付結論の表明に関するより詳細な要求事項を盛り込んだ。	
3.2 継続企業の前提に関する事項を含め、監査人のレビュー報告書に特定の事項を盛り込むかどうか、盛り込む場合はどのように盛り込むかを検討する ¹¹ 。	- 期中レビュー業務において想定される最も一般的なシナリオに対応するため、監査人の期中レビュー報告書に、状況に応じて「継続企業の前提」又は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付けた区分を別途設け、監査人の結論を記載することを求める要求事項を追加した。 - 経営者が継続企業の前提を用いることの適切性及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在について、期中レビュー業務が限定的保証業務であることに即した表現（すなわち、「...のような事項は認められなかった」など）で明示することを監査人に求めている。	<u>要求事項：</u> 第 108 項から第 114 項 <u>適用指針：</u> A173 項から A176 項

⁸ ISA 705 (改訂)「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」

⁹ ISRE 2400 (改訂)「財務諸表のレビュー業務」

¹⁰ ISSA 5000 「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」

¹¹ 例えば、一部の国や地域の基準設定主体（オーストラリア、日本、ニュージーランド、英国）は自国版 ISRE 2410 を修正し、期中財務情報で適切に開示されている継続企業の前提に関する重要な不確実性を、現行 ISRE 2410 で求められている「強調事項」として報告するのではなく、ISA 570 (改訂)と同様、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付け、報告することを求めている。

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	重要な不確実性には該当しない継続企業の前提に関する事項（例えば、継続企業の前提に関する「close call」の状況）が期中財務情報で開示されており、かつ、当該事項が監査人の判断において期中財務情報に対する利用者の理解にとって極めて重要である場合に適用される条件付き要求事項を盛り込んだ。これらの状況において、監査人は、別途設けた「継続企業の前提」区分に、期中財務情報内にある関連する開示情報への参照を記載することが求められる。この方法は、強調事項の項と類似している。	
3.3 利用者の期中レビュー業務の理解を図るその他の方法、例えば、規範性のないガイダンスやサポート資料等について検討する。	プロジェクト・プロポーザル第 16 項の説明どおり、識別された問題の一部は規範性のないガイダンス資料の作成を通じて解決できる可能性がある。例えば、期中レビュー業務とその他 IAASB 基準に従って実施するその他業務の関係を明確にする教育資料などが挙げられる。	該当なし

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
重要性 4.1 期中レビュー業務の特有の状況における重要性の決定を監査人が行う際のサポートとなる可能性のある、重要性に関する要求事項又は適用指針について必要に応じて、明確化又は強化する。	- 監査人に、期中財務情報全体の重要性を判断し、この重要性をレビュー手続の立案及び当該手続から得た結果の評価に適用することを求める要求事項を導入した。 - これに加えて、監査人に、業務の進捗に応じて重要性に関して別の判断に至ったかもしれない情報に気づいた場合に、重要性を変えることを求める要求事項を追加した。 - 監査人が行う重要性に関する判断とは、定量的かつ定性的な検討を含む職業的専門家としての判断を下すことであると説明した適用指針を追加した。また、かかる判断は、想定利用者の財務情報に対するニーズについての監査人の認識から影響を受けるとともに、期中財務情報の作成に使用する「適用される財務報告の枠組み」及び当該期中財務情報の対象となる期間を踏まえた文脈において行われることも併せて説明している。	<u>要求事項：</u> 第 41 項から第 42 項 <u>適用指針：</u> A66 項から A71 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
初年度業務 4.2 監査人が新たに選任され、当該企業の年度財務諸表の監査を実施したことがない場合の期中レビュー業務に関する特別な考慮事項を明確化する強化策を探る。	監査人に年度及び期中財務情報の作成と関係する企業及び企業環境、「適用される財務報告の枠組み」並びに企業の内部統制システムを理解することを求める要求事項と関連し（プロジェクト・プロポーザルで提案された対応 2.1 (b) (i)）、初年度期中レビュー業務に関する上記の説明を参照。	<u>要求事項：</u> 第 43 項 <u>適用指針：</u> A77 項から A79 項
その他の事項 4.3 次に関する要求事項又は適用指針の明確化又は強化策を探る。 (a) 期中レビュー業務契約の新規の締結及び更新に関する業務。	- 現行 ISRE 2410 第 10 項における単一要求事項を、期中レビュー業務のあらゆる側面に対応した独立した基準に適合するように、新規契約締結及び更新に関して、より堅固な要求事項に置き換えた。 - これらの要求事項は ISA 210¹²の主要原則を反映し、次の事項について、期中レビュー業務の状況に適した形に修正した。 - 期中レビュー業務契約を新規締結する前提条件と、前提条件が示されない場合の影響。 - 業務の契約条件。適用指針において、適切な状況においては、期中財務情報のレビューに	<u>要求事項：</u> 第 25 項から第 37 項 <u>適用指針：</u> A45 項から A60 項

¹² ISA 210「監査業務の契約条件の合意」

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	関する業務契約条件と年度財務諸表の監査に関する業務契約条件を組み合わせることができると説明している。ただし、国・地域によっては、期中財務情報のレビュー業務契約条件を別の契約書で取り扱わなければならない場合がある。 ○ 法令等により監査人の期中レビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項。	
(b) 職業的専門家としての判断や職業的専門家としての懐疑心などの基本的事項を、どの程度基準において取り扱う必要があるか。	- 監査人に、期中財務情報に重要な虚偽表示を生じさせる状況が存在する可能性を認識した上で、職業的専門家としての懐疑心をもって業務を計画し実施することを求める、現行 ISRE 2410 第 6 項の要求事項を維持した。 - 監査人に、業務の計画と実施において、職業的専門家としての判断を行使することを求める要求事項を追加した。	<u>要求事項：</u> 第 21 項から第 22 項及び第 89 項 <u>適用指針：</u> A19 項から A27 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	- ISA 220 (改訂)¹³の概念に基づく適用指針を追加した。 - 監査人が、実施したレビュー手続から得た証拠の評価を行うに当たり、経営者が作成した期中財務情報を裏付けるか矛盾するかにかかわらず、また、他の証拠と整合する、又は整合しない証拠を含め、入手した全ての証拠を考慮することを求める要求事項を追加した。	
(c) 関連当事者の関係と取引及び期中財務情報のレビューにおける比較情報に関する監査人の責任	関連当事者 - 関連当事者の関係と取引に関するレビュー手続について、ISRE 2400 (改訂) の手続と各国・地域の期中レビュー基準に基づき、より堅固な要求事項を追加した。 比較情報： - 監査人に、期中財務情報に含まれる比較情報が前年度に提示された金額その他の開示情報と一致するか、比較情報に反映された会計方針が当期に適用された会計方針と整合しているかどうかについて	<u>要求事項：</u> 第 49 項から第 51 項及び第 119 項

¹³ ISA 220 (改訂)「監査業務における品質マネジメント」

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	ての証拠を得ることを求める条件付き要求事項を追加した。	
(d) 期中レビュー業務のために実施される手続と、財務諸表監査の目的で、監査人が同時に実施することを選択し得る手続との対比。	- 次を説明する適用指針を追加した。 - 期中レビュー業務を目的として行う特定の手続も、年度財務諸表監査と関連性がある情報を提供する場合がある。 - 監査人は、期中レビューを実施する時点で、年度財務諸表の監査上行う必要がある特定の手続を実施することを決定することができる。	<u>適用指針：</u> A91 項から A92 項
4.4 公的部門において、考慮が必要となり得る領域を検討する。	- 適用指針に、次に関する公的部門に関する考慮事項を追加した。 - 業務契約解除の選択肢。 - 業務契約書。	<u>適用指針：</u> A9 項から A60 項及び A106 項

プロジェクト・プロポーザルで提案された対応	主な改訂案	
	説明	ED-2410 内の 関連セクション又は項
プロジェクトの目的：期中レビュー業務の一貫した実施のため、国際的な基準を定める。		
	不正若しくは不正の疑い又は法令違反若しくは法令違反の疑いの事案の報告。	

著作権、商標及び許可に関する情報

国際監査基準 (ISA)、複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準 (ISA for LCE)、国際保証業務基準 (ISAE)、国際レビュー業務基準 (ISRE)、国際関連サービス基準 (ISRS)、国際品質管理基準 (ISQM)、国際監査実務ノート (IAPN)、公開草案 (ED)、コンサルテーション・ペーパー (CP) 及びその他の IAASB 公表物は、IFAC が著作権を所有する。

IAASB®、国際倫理・監査財団™ (IFEATM) 及び国際会計士連盟® (IFAC®) は、本公表物の内容に依拠して行動する、若しくは行動を控える者に生じた損失について、その損失が過失によるものであるか否かにかかわらず、責任を負わない。

著作権©2026 年 5 月国際会計士連盟 (IFAC)。無断複製・転載を禁ずる。

最大限に公開しフィードバックを得るために本著作物を複製することは許可されているが、各複製物に以下の著作権表示を記載することを条件とする。「著作権©「年月」国際会計士連盟®又は IFAC®。無断複製・転載を禁ずる。IFAC の許可を得て使用。最大限に公開しフィードバックを得るために本著作物を非商用目的で複製することは許可されている。」本文書の翻訳、又は本基準の最終版の複製若しくは翻訳には書面による許可が必要である。

「国際監査・保証基準審議会 (IAASB)」、「国際監査基準 (ISA)」、「複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準 (ISA for LCE)」、「国際保証業務基準 (ISAE)」、「国際レビュー業務基準 (ISRE)」、「国際関連サービス基準 (ISRS)」、「国際品質マネジメント基準 (ISQM)」、「国際監査実務ノート (IAPN)」、並びに「IAASB」、「国際監査基準」、「ISA for LCE」、「ISAE」、「ISRE」、「ISRS」、「ISQM」及び「IAPN」並びに IAASB ロゴは、IFAC の商標、又は米国その他の国における IFAC の登録商標及びサービスマークである。「国際倫理・監査財団」及び「IFEATM」は、米国その他の国における IFEA の商標である。

著作権、商標及び許可に関する情報については、許可のページにアクセスするか、Permissions@ifac.org に連絡されたい。



IAASB™

International Auditing and Assurance Standards Board
AN IFEA BOARD

COPYRIGHT OF:



International
Federation
of Accountants®

2026年6月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「説明文書 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」」は、2026年7月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。「説明文書 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」」の翻訳のための手続は、IFACにより検討されており、当該翻訳は、IFACのポリーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Explanatory Memorandum, Proposed International Standard on Review Engagements 2410 (Revised) の英語文© 2026年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「説明文書 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」」の日本語文© 2026年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Explanatory Memorandum, Proposed International Standard on Review Engagements 2410 (Revised)

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。